

企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
(平成16年6月17日食品安全委員会決定)の趣旨について(案)

企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定については、「企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方(平成16年6月17日食品安全委員会決定)」に基づき、国民の健康への影響が大きいと考えられるもの、危害要因等の把握の必要性が高いもの、評価ニーズが特に高いと判断されるものの中から、食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関での対応が適切に行われているものを除き、食品健康影響評価の優先度が高いと考えられるものを候補として食品安全委員会に報告することとなっている。

ここで、「食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関での対応が適切に行われている」とは、リスク管理機関が規格基準等を制定している場合、試験研究等を行っている場合、リスク管理機関が米国産牛肉に関する食品健康影響評価を食品安全委員会に要請することを表明するなど、将来対応が行われることが想定される場合などが該当すると考えられる。

また、対象候補に関する科学的知見の多寡は、選定された後の食品健康影響評価の着手の仕方に影響を与えるものであるが、対象候補の選定段階においては考慮する必要はないと考えられる。

なお、食品安全委員会が自ら食品健康影響評価に着手するに当たっては、科学的知見が十分存在する場合には直ちに評価に着手し、科学的知見が不十分な場合には調査事業等を実施するなどの対応が想定される。